

本市職員の懲戒処分の公表について

以下のとおり、本市職員の懲戒処分を行いましたので、公表します。

1. 被処分職員

消防本部 職員 1名

2. 処分内容

減給 1月（給料の月額額の10分の1）

3. 処分年月日

令和6年2月22日

4. 処分の概要

業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動によるパワーハラスメント

※根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

5. 管理監督者の処分について

指揮監督不適正として、同日付けで市長から消防長に対し、口頭による嚴重注意を行った。

《市長コメント》

市民の生命と財産を守ることを本務とする消防の職場において、パワーハラスメントが行われていたことは誠に遺憾であり、市民の皆様にご心からお詫び申し上げます。

再発防止に向けて、ハラスメント防止に関する取り組みを強化するとともに、良好な職場環境を構築するよう指導徹底してまいります。